

ショートステイ 『藍の里』 利用料

R6.6改正

1、サービスの利用料金

基本料金（1日あたり）※負担割合1割の場合 ※単位数単価=10.17

	介護保険が適用となる料金					
	従来型個室・多床室 利用者負担	機能 訓練加算	看護体制 加算(Ⅱ)	サービス提供 体制加算(Ⅲ)	送迎 加算(片道)	介護職員等処遇 改善加算(Ⅱ)
要支援 1	479 単位	12 単位	8 単位 ※要支援1・2 は加算され ません	6 単位	184 単位 ※送迎を 行う場合	× 13.6% ※合計単位数 に乗算
要支援 2	596 単位					
要介護 1	645 単位					
要介護 2	715 単位					
要介護 3	787 単位					
要介護 4	856 単位					
要介護 5	926 単位					

● 上記以外の加算項目が発生した場合は、厚生労働大臣が定める基準により算定します。

● 令和3年9月末までの期間、基本報酬に0.1%上乘せとなります。

	介護保険が適用されない料金		
	滞在費		食費
	従来型個室	多床室	(食事提供分のご請求)
要支援 1 ~ 要介護 5	1,171 円	855 円	1,590 円(1日) 朝食510円 昼食550円 夕食530円

2、所得に応じた滞在費・食費の負担限度額

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、サービス利用の滞在費・食費の負担が軽減されます。

対象者		利用者	滞在費		食費 1日
		負担段階	従来型個室	多床室	
生活保護受給者など		第1段階	320 円	0 円	300 円
世帯全員が 市町村民税 非課税で預 貯金が一定 額以下	年金収入額と合計所得金額 の合計が80万円以下の方	第2段階	420 円	370 円	600 円
	年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円超120万円未満の方	第3段階①	820 円	370 円	1,000 円
	年金収入額と合計所得金額の合 計が120万円超の方	第3段階②	820 円	370 円	1,300 円
上記以外の方		第4段階	1,171 円	855 円	1,590 円

3、介護保険負担割合証

H29.4月より一定以上所得者の負担割合が見直されました。介護保険認定者全員に負担割合証が交付されますので、介護保険が適応となる料金につきましては、記載の負担額を請求いたします。

4、その他以下の代金については実費となります

理美容費、特別な食事、日常生活において通常必要となるもの等。詳しくは、担当の生活相談員にお尋ね下さい。